

P. 279【軽減税率・標準税率の具体例】2例目の「種麴（たねこうじ）」について掲載のとおり、「人の飲用又は食用に供されるものではない『種麴（たねこうじ）』」は標準税率ですが、醤油や味噌の原料となる種麴のように、人の飲用又は食用に供される食品として販売される種麴には、軽減税率が適用されます。

「種麴」が直ちに標準税率に該当するわけではないことにご留意ください。